

議案第 9 号

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえ、放課後児童支援員の資格の認定に係る研修を実施することができる者として中核市の長を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。